

愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を希望する者に対して着ぐるみを貸し出すことができる。ただし、同一時期に使用希望が重複した場合は、先着順とする。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのあるとき。
- (7) 着ぐるみの使用を希望する者が愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められた者又は神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項若しくは第2項の規定に違反していると認められた者に該当するとき。
- (8) その他、町長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(使用申請等)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみ使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 町立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) その他町長が認めるとき。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の1日から使用当日までにしなければならない。

(使用承認等)

第4条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみ使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみ使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（貸出方法）

第5条 貸し出しに伴う搬出搬入は、着ぐるみの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が行うものとし、それに係る経費は使用者の負担とする。

2 使用者は、町長が定めた場所で着ぐるみを受け取り、使用後は町長が定めた場所に速やかに返却しなければならない。

3 着ぐるみの貸し出しは、1事業につき1体とする。

（使用承認期間等）

第6条 使用承認期間は、着ぐるみを使用する期間とし、5日間以内とする。

2 着ぐるみの借受け及び返却は、使用承認期間前後にすみやかに行うものとする。

（使用料）

第7条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、直接使用者が行うこと。

(4) 別に定める愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみ使用マニュアルに基づき、正しく使用すること。

(5) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(6) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。

(7) 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により修理、修復をすること。修理又は修復が困難な状態までに破損した場合は、使用者が実費弁償すること。

（使用承認の取消し）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に愛川町観光キャラクター「あいちゃん」着ぐるみ使用承認取消書（第4号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、使用承認を受けた内容について着ぐるみを使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により着ぐるみの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 着ぐるみの使用によって使用者が受けた被害又は使用者が第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。